

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共においし〜!

大阪府最低賃金

令和4年10月1日から

時間額 1,023円

使用者も、労働者も、必ず確認。

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課
TEL 06-6949-6502
もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



① 時間給の場合	時間給 ≥ 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 ≥ 最低賃金
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 ≥ 最低賃金

① 精算手当・通勤手当・家族手当	大阪府最低賃金について詳しくは大阪労働局ホームページをご覧ください。
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）	
③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）	
④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金	

2022年10月から雇用保険料の料率が上がります。特に今回は労働者負担分が引き上げられますので、10月の給与計算の際にはご注意ください。

	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業	5/ 1000	8.5/ 1000	13.5/ 1000
建設の事業	6/ 1000	10.5/ 1000	16.5/ 1000
農林水産・清酒製造の事業	6/ 1000	9.5/ 1000	15.5/ 1000

雇用保険料率が変わります

10月6日・7日に内本町コミセン、JEC日本研修センター江坂、亥子谷コミセンでなんでも相談会を開催しました。相談会をお知らせするために案内ビラを各支部の役員会によるポスティング行動や新聞折込などで1万枚を配布。会員2名と一般2名の方から相談がありました。内本町コミセンに来られた一般の相談者の方は建設業の新規開業の方です。民商事務所で11日に継続して相談を受けることになりました。他、会員2名と一般1名の方からはインボイス制度の相談でした。



市内3か所でも相談会を開催



伝言板

無料法律相談

10月20日（木）13時00分 吹田民商會館
北大阪総合法律事務所さんの無料法律相談です。予約が必要ですので相談を希望される方は事前に民商事務所にまでご連絡ください。

全商連主催 経営対策交流会（オンライン連続講座）

11月11日（金）18時30分
学習講演「直面する経営対策のポイント」
11月17日（木）18時30分
講師・弥永巧児さん（第一経営相談所）
学習講演「金融対策の要点」
講師・池田靖さん（京商連前事務局長）

市報すいた2022年10月号より転載

令和4年度分は10月31日（月曜日）まで

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金

◆問い合わせ／市臨時特別給付金コールセンター（電話0570-006-180）午前9時～午後5時30分。土曜日・日曜日、祝日・休日は除く）か福祉総務室（ファックス6368-7348）

対象世帯に10万円を支給します。詳しくは市ホームページへ。◆対象／令和4年6月1日時点で、市に住民票があり世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。生活保護世帯も含む。ただし、令和3年度分の同給付金受給世帯は除く。対象と思われる世帯に支給条件確認書を発送しました。◆申し込み／10月31日（月曜日）までに、送付された確認書を記入し、郵送で同室へ。消印有効。

人間ドック費用の一部を助成

◆問い合わせ／国民健康保険課（電話6384-1239 ファックス6368-7347）

令和4年4月1日以降に受診した人間ドックに対し、2万6千円を上限に助成します。◆対象／国民健康保険加入者で次のすべてを満たす人。◇今年度40歳以上で受診日に74歳以下。◇保険料を滞納していない。◇今年度の特定健康診査を受診していない。◇検査結果を提供し、それを市が特定保健指導その他保健事業に利用することに同意する。◆申し込み／被保険者証、人間ドックの受診結果の写し、領収書の写し、印鑑、未受診の国保健康診査受診票（持っている人のみ）、振込先の口座番号が分かるものを持って同課へ。郵送での申請は要相談。